

議第35号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(三島市退隠料、遺族扶助料支給に関する臨時措置条例の一部改正)

第1条 三島市退隠料、遺族扶助料支給に関する臨時措置条例（昭和25年三島市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第2号中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

(三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の6及び第17条の7中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三島市吏員退職年金等支給条例の一部改正)

第4条 三島市吏員退職年金等支給条例（昭和37年三島市条例第1号）の一部を次

のように改正する。

第7条第2号中「懲役若しくは禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

第9条第3号及び第22条第2号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

第25条中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

第32条第1項中「懲役又は禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第5条 三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第7条 三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和42年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三島市表彰条例の一部改正)

第8条 三島市表彰条例（昭和45年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三島市普通河川条例の一部改正)

第9条 三島市普通河川条例（昭和46年三島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三島市法定外道路管理条例の一部改正)

第10条 三島市法定外道路管理条例（平成15年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第11条 三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三島市散骨場の経営等の許可等に関する条例の一部改正)

第12条 三島市散骨場の経営等の許可等に関する条例（平成29年三島市条例第39

号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（三島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第13条 三島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年三島市条例第2

号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（三島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第14条 三島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三島市条例第19

号）の一部を次のように改正する。

第52条、第53条及び第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例

の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士